

宝塚市折り畳み式ネットボックス等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、一般家庭から道路上又は水路上に設置されたごみステーション（以下「対象ステーション」という。）に折り畳み式ネットボックス等を設置する者に交付する宝塚市折り畳み式ネットボックス等購入費補助金（以下「補助金」という）について、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年宝塚市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 折り畳み式ネットボックス等の購入費用の一部を補助することで、対象ステーションに排出される家庭ごみ（以下「ごみ」という。）の飛散防止及びカラス等の鳥獣による散乱防止を図るとともに、ごみ収集終了後は折り畳んで片付けることができる折り畳み式ネットボックス等の設置を促進することで、街の美観、道路の安全の向上にも資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象ステーション 市にごみステーション設置等届出のあるごみステーションのうち、集合住宅の敷地内及び開発敷地内以外に設けられたものをいう。
- (2) 折り畳み式ネットボックス ごみ収集後は折り畳んで道路上又は水路上から片付けることが出来、複数回にわたり使用できる耐久性を有するネットボックスのうち、開口部付きで底部を除き開放部のない箱状でごみ袋を外部から視認することが出来、ごみ収集の際に収集員が内部への進入を要しないものをいう。

(補助対象となる折り畳み式ネットボックス)

第4条 補助対象となる折り畳み式ネットボックスは、過去5年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない対象ステーションにて使用されるものであって、令和5年4月1日以降に購入されたものとする。

(交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象ステーションの利用者の代表者
- (2) 自治会の代表者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とし、対象ステーションあたり10,000円を上限とする。

2 前項の補助対象経費は、折り畳み式ネットボックス本体の税込価格とし、運送料や設置

料は含まないものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、折り畳み式ネットボックス等設置協議書(第1号様式。以下「協議書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に協議し、事前に承認を受けなければならない。

- (1) 対象ステーション位置図
- (2) 補助対象用品の配置予定図
- (3) 購入する折り畳み式ネットボックスの本体、型番及び形状等が確認できるもの
- (4) 対象ステーションの使用人数が分かる書類

2 市長は、前項の協議書が提出された場合には、その内容を審査するとともに現地調査を行い、速やかに設置の可否を決定し、折り畳み式ネットボックス等設置承認通知書(第2号様式。以下「承認通知書」という。)又は折り畳み式ネットボックス等設置不承認通知書(第3号様式)により、協議書提出者に通知しなければならない。

(交付申請)

第8条 前条第2項の承認通知書を受けた者は、補助対象となる折り畳み式ネットボックスの購入後、折り畳み式ネットボックス等購入費補助金交付申請書(第4号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる折り畳み式ネットボックスの設置状況を示す写真
- (2) 申請者名義の領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書が提出された場合には、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当と認めるときは、折り畳み式ネットボックス等購入費補助金交付決定通知書(第5号様式。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者が、補助対象となる折り畳み式ネットボックスを利用しない場合。
- (2) 補助金の事前協議、交付申請等に虚偽の内容が認められた場合。

(補助金の交付)

第11条 申請者は、補助金の交付決定を受けた場合には、請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(免責)

第13条 補助金の交付を受けて購入した折り畳み式ネットボックスを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対し、本市は一切の補償の責任を負わないものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請及び交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。